

見積合せの実施について

下記のとおり見積合せを実施します。

記

1 見積合せに付する事項

- (1) 件名 : 政府所有（加工原材料用）外国産米穀の販売
- (2) 銘柄・数量 : 別紙1の「販売対象米穀一覧表」による。
- (3) 最低応札数量 : 1トン
- (4) 引取期限 : 平成22年11月30日（火）
- (5) 見積合せ方法 : 見積合せは、消費税及び地方消費税相当額を含まない、包装代（フレキシブルコンテナ使用料を含む。）込みの1トン当たり単価及び数量にて行うものとする。

2 見積合せに参加する者に必要な資格等に関する事項

次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）に基づく加工原材料用米の有資格者であること。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 総合食料局等契約指名停止等措置要領（平成19年3月30日付け18総合第1884号総合食料局長通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 基本要領に基づく、資格の停止を受けている期間中でないこと。

3 見積合せ説明書、売買契約書案等の交付の場所、期間及び日時

- (1) 場所 : 東京都中央区晴海1丁目8番11号
住友商事株式会社 食料部（担当 食料部穀物油脂チーム 丸木）
- (2) 期間 : 平22年10月15日（金）から平成22年10月21日（木）まで
（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く）
- (3) 時間 : 午前9時から午後5時まで

4 総合食料局情報管理システムの利用

本案件は、総合食料局情報管理システムで行う。なお、総合食料局情報管理システムにおける電子入札運用基準（平成20年4月1日付け19総合第2065号総合食料局長通知。以下「運用基準」という。）第2の2の（1）のアからエまでに掲げる事由により総合食料局情報管理システムによることができない場合は、紙によることができる。

5 見積合せの場所及び日時

- (1) 場所 : 東京都中央区晴海1丁目8番11号
住友商事株式会社 食料部（担当 食料部穀物油脂チーム 丸木）
- (2) 別紙2の「政府所有（加工原材料用）外国産米穀買受見積書」受付締切日時
ア 総合食料局情報管理システムを利用する場合

平成22年10月22日（金）12時00分（正午）

イ 紙による見積合せの場合

(ア) 持参する場合 平成22年10月22日（金）12時00分（正午）

(イ) 送付する場合 平成22年10月21日（木）午後5時00分必着

(3) 開札日時

平成22年10月22日（金）12時00分（正午）

6 紙による見積合せによる買受見積書の提出場所及び提出方法

(1) 場所： 東京都中央区晴海1丁目8番11号

住友商事株式会社 食料部 （担当 食料部穀物油脂チーム 丸木）

(2) 提出方法

買受見積書は、封かんの上、封筒の表に朱書きで「10月22日実施分 政府所有（加工原材料用）外国産米穀の買受申込書」と記入し、5の(2)に定める締切までに(1)の提出場所に提出するものとする。

なお、郵送の場合は、特定記録等、記録が確実に残る方法により、送付すること。

7 見積合せの無効又は取消し

(1) 競争参加に必要な資格のない者のした見積合せ及び見積合せに関する条件に違反した見積合せは無効とする。

(2) 申込価格に円未満の端数を付した入札は、無効とする。

(3) 同一の物品番号に見積合せ参加者が2通り以上の意思表示をした際の見積合せは、無効とする。

8 買受者の決定方法

(1) 買受希望者から提出のあった見積書において、予定価格以上の見積書を提示した者のうち、高価の者から見積合せ対象数量に達するまでの者を買受予定者として決定する。

(2) 買受予定人となる同価の見積書を提出した者が2人以上の場合は、見積書に記載された買受希望数量の多い者を先順位の買受予定人として決定する。ただし、同価かつ同数量の見積書の場合には、販売可能数量を買受者数で按分するものとする。

(3) 最後の順位の買受予定人の買受希望数量が他の落札者の入札数量と合計して見積合せ対象数量を超えるときには、その超える数量については、見積合わせがなかったものとする。

9 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10 契約情報の公開

次に掲げる事項を農林水産省のホームページに掲載することにより公開するものとする。

(1) 当該見積合せに係る契約者の名称

(2) (1)の者ごとの合計契約数量

11 現品の受渡方法

破碎精米については、変形加工工場、それ以外については在庫倉庫においてそれぞれ在姿での受渡しとする。

12 その他

- (1) 買受者が契約を締結しないときは、基本要領に基づき資格を停止となる。
- (2) 買受者は、別添のとおり、販売に際しての条件を遵守するものとする。
- (3) 運用基準第5の5又は6に基づき、総合食料局情報管理システムによる日時を変更する場合は、同項に定める日時変更通知書にて通知するものとする。
- (4) 本内容に記載なき事項は、見積合せ説明書による。

平成22年10月15日

所在地：東京都中央区晴海1丁目8番11号
受託事業体名：住友商事株式会社

●加工用MA米月別販売(11月需要分)メニュー提示
(沖縄向け販売)

(単位:トン)

産地	種類	引渡場所	整理番号	販売数量
タイ産	うるち破碎精米B	沖縄県浦添市及び糸満市	整理番号 101	60

注1 整理番号は、買受申込みを行う際に「政府所有(加工原材料用)外国産米穀の買受申込書」の整理番号欄に記入する番号である。

注2 「うるち破碎精米B」は、破碎精米及び加工段階で発生する微細米をセットにした引渡しである。
なお、破碎精米と微細米の割合は米国産の場合は89:11、タイ産の場合は85:15とする。

(微細米の規格については、破碎後ふるい目1.7mmを通過した米粒(粉を含む)とする)

2 破碎精米の申込

「うるち破碎精米B」に申し込む場合は、破碎精米及び加工する段階で発生する微細米を合わせたものに係る数量及びトン当たり単価を申し込むこととする。

3 販売米穀の適正使用

販売米穀の引渡後にカビが発生することのないよう、以下の点に留意すること。

- (1) 引渡後早期に使用(1週間以内)すること。
- (2) 原料米穀の保管は、カビが発生しないよう温度及び湿度等適切な管理を行うこと。
- (3) 引渡後にカビ等の異物を発見した場合は、速やかに通報するとともに、当該米穀の使用を凍結すること。

別 添

政府所有（加工原材料用）外国産米穀の販売に際しての条件

買受人（買受人が組合等の場合は、当該組合等の構成員を含む。）は、下記の事業者に対して、買い受けた米穀について、転売、貸借その他の処分及び変形加工、とう精、再調整その他の業務の委託を行うことはできませんので、御留意願います。

記

事業者名	所在地	禁止期間
協和精麦株式会社 代表者 米山 敬二	神奈川県伊勢原市沼目5丁目2番5号	平成22年7月22日 から9ヶ月
甘糟損害貨物株式会社 代表者 清水 計喜	神奈川県横浜市鶴見区駒岡3丁目10番2号	同上
石田物産 代表者 石田 好正	平成19年は神奈川県横浜市で営業、 平成20年から休業中	同上
共伸商事 代表者 渡邊 輝雄	愛知県半田市浜町28番地	同上

見 積 合 せ 説 明 書

この見積合せ説明書は、政府所有（加工原材料用）外国産米穀の販売に係る見積合せに参加しようとする者に、見積合せを行うため必要な事項（見積合せの実施についてに記載された事項を除く。）について説明するものである。

1 見積合せの心得

- (1) 見積合せ参加者は、あらかじめ、見積合せの実施について、見積合せ説明書、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号）及び契約書案の条項を熟覧の上、参加しなければならないものとし、これらの不明を理由として異議を申し立てることは出来ない。
- (2) 見積合せ参加者は、代理人をして参加させるときは、その委任状を提出させなければならない。
- (3) 見積合せ参加者又は見積合せ参加者の代理人は、同一の見積合せにおいて他の見積合せ参加者の代理をすることができない。
- (4) 見積合せ参加者は、見積合せ時刻を過ぎたときは、見積合せすることができない。
- (5) 見積合せ参加者は、提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

2 見積書の記載

- (1) 見積書は、特に指示がある場合を除き、別紙2の書式により作成し、封かんの上（総合食料局情報管理システムによる場合を除く）、申請者の氏名を表記し見積合せしなければならない。
- (2) 見積書に記入する数字は算用数字により鮮明かつ明確に記載の上、指定された期日までに提出するものとする。
- (3) 代表者欄には、買受資格の申請の際に用いた代表者の氏名を記入し、併せてその際に用いた印鑑を押印すること。
なお、代理人をして見積合せさせる場合は、代理人の氏名、印鑑とする。
- (4) 代理人による見積合せの場合は、見積書に競争参加者本人の氏名、名称等の表示とともに代理人であることの表示及び代理人の氏名等を記載して押印するものとする。
- (5) 見積書（別紙2）は、販売対象米穀の数量の範囲内において買受申込数量（トン単位）及び買受申込単価を記入する。
なお、見積合せ参加者は、消費税及び地方消費税相当額を含まないトン当たり包装込みの買受申込単価を記載するものとし、販売代金の支払に当たっては見積合せ単価に数量を乗じた価格に当該価額の100分の5に相当する額を加算した金額を支払うものとする。
- (6) 見積書の数量は、特に指示がある場合を除き、トン単位とし、トン未満の端数は付してはならない。

- (7) 見積書の金額は、特に指示がある場合を除き、円単位とし、円未満の金額を付してはならない。
- (8) 見積書の訂正箇所には、訂正印を押印すること。（ただし、価格を訂正した場合は無効とする。）
- (9) 提出済みの見積書の引換え、変更又は取消しはできない。

3 見積合せの無効

次に該当する見積合せは無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした見積合せ
- (2) 買受申込みの際し、虚偽の申告をした者がした見積合せ
- (3) 委任状を提出していない代理人のした見積合せ
- (4) 見積合せ者の記名押印のない見積合せ
- (5) 見積合せ価格を訂正した見積合せ
- (6) 見積合せ価格に円未満の数を付した見積合せ
- (7) 見積書が所定の記載方法によらない見積合せ
- (8) 整理番号別の売渡数量を超えて見積合せした者の当該整理番号に対する見積合せ
- (9) 見積合せの対象とされる数量及び金額に係る記載が不鮮明又は不明確な見積合せ
- (10) 他人の代理を兼ねた又は2人以上の代理をした見積合せ
- (11) 見積合せ者が2通り以上の意思表示をした際の当該見積合せ
- (12) 見積合せに制限を設けた場合に、その制限に反して見積合せをした者の見積合せ
- (13) 電報、電信及びファクシミリによる見積合せ
- (14) 公正な手段によらない見積合せ
- (15) 前号までに掲げるもののほか、この説明書に定める条件に違反した見積合せ

4 同価格の見積合せ

- (1) 買受可能となるべき同一価格の見積合せをした者が2人以上あるときは、見積合せ数量の多い者から順次買受人とする。
- (2) 買受可能となるべき同価、同数量の見積合せをした者が2人以上ある場合は、くじによって買受人を決定するものとする。

5 見積合せ結果の通知

- (1) 総合食料局情報管理システムによる場合

見積合せの結果は、総合食料局情報管理システムにより翌日（ただし、翌日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、これに次ぐ最初の開庁日とする。）までに申請者に通知する。

- (2) 紙による場合

見積合せの結果は、見積合せ参加者に対し、翌日までに原則として一般競争参加資格審査申請書に記載してあるFAX番号あてに連絡を行う。

なお、FAX以外の連絡方法を希望する場合は、平成22年10月21日（木）午後5時までに、了解を得ておくものとする。

- (3) 見積合せの決定が遅れる等により、翌日までに結果の連絡ができない場合は、別途連絡する。

6 公正な見積合せの確保

- (1) 見積合せ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 見積合せ参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、見積合せを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積合せ参加者を見積合せに参加させず、又は見積合せの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 契約の締結

買受人は、買受決定の翌日から21日以内に契約書に記名押印の上、契約を締結しなければならない。

8 契約数量

契約数量は、国が買受人に引き渡す現品の荷姿の状況又は流通の実態等に応じ、買受数量の近似値で買受人との間で調整することがある。

（調整方法）

基本的には、契約数量は見積合せされた申込数量を量目（フレコンを含む。）で除し、当該数値を四捨五入して得られた数値（整数）に、申込みのあった米穀の量目（フレコンを含む。）を乗じて得た数量とする。

9 見積合せに関する問い合わせ先

東京都中央区晴海1丁目8番11号

住友商事株式会社 食料部 穀物油脂チーム 担当 熊沢・稲垣

TEL 03-5166-5603 FAX 03-5166-5230

平成22年10月15日

